

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">高知県地域教育振興支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域教育振興支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的) 第2条 県は、第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画を効果的に推進し、県全体の教育振興を図ることを目的として、市町村、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会等（以下「補助事業者」という。）が自主的かつ主体的に取り組む、地域の教育課題の解決に資する施策の実施に要する経費等について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、<u>次に掲げる事業とする。</u> <u>(1) 地域の教育課題の解決に資する取組</u> 第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画に定められた基本理念を踏まえた基本目標の達成に寄与することが期待できる取組であり、かつ、市町村の教育振興基本計画に位置付けられている取組 <u>(2) 男性教職員の育児休業（※1）取得促進を図る取組</u> <u>男性教職員の育児休業取得期間中における学校現場への支援となる取組</u></p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請) 第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。 2 補助事業者は、次条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更交付申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。 (1) 補助対象額総額の増額又は20パーセントを超える減額 <u>(削除)</u> (2) <u>各補助対象事業間における配分の変更</u> (3) 補助事業の内容の重要な部分の変更</p> <p>(交付決定) 第6条 教育長は、前条の規定により申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県地域教育振興支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域教育振興支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的) 第2条 県は、第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画を効果的に推進し、県全体の教育振興を図ることを目的として、市町村、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会等（以下「補助事業者」という。）が自主的かつ主体的に取り組む、地域の教育課題の解決に資する施策の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画に定められた基本理念を踏まえた基本目標の達成に寄与することが期待できる取組であり、かつ、市町村の教育振興基本計画に位置付けられている取組とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請) 第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。 2 補助事業者は、次条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更交付申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。 (1) 補助対象額総額の増額又は20パーセントを超える減額 (2) <u>各補助事業間における、当該補助事業に係る補助対象額の20パーセントを超える費目間での経費の配分の変更</u> (3) <u>各補助事業間における、いずれかの補助事業に係る補助対象額の20パーセントを超える配分の変更</u> (4) 補助事業の内容の重要な部分の変更</p> <p>(交付決定) 第6条 教育長は、前条の規定により申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。</p>

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 規則又は当該補助金に係る交付要綱、実施基準等に従わなかったとき。

(概算払)

第9条 補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を教育長に提出しなければならない。ただし、市町村に対する補助金の支払は、精算払によることとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 規則又は当該補助金に係る交付要綱、実施基準等に従わなかったとき。

(概算払)

第9条 補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を教育長に提出しなければならない。ただし、市町村に対する補助金の支払は、精算払によることとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(新設)

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条及び第 14 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 20 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 24 日から施行する。

(情報公開)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条及び第 13 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 20 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 24 日から施行する。

別表1（第4条関係）

事業区分	育児休業期間中における代替教職員（※2）又はそれに代わる補充教職員（※3）（以下「代替教職員等」という。）の配置	補助率	補助対象経費	補助限度額
（1）教育課題の解決	/	1 / 2 以内	地域の教育課題の解決に資する経費のうち、報酬、職員手当、報償費、旅費、需用費（印刷製本費に限る。）、役務費、使用料及び賃借料、その他事業の目的及び効果から教育長が特に必要であると認める経費	（上限）1 補助事業者当たり、次の式により算定した額 $1,900 \text{ 円} \times (\text{児童生徒数 (注)} - 1,200 \text{ 人}) + 3,000 \text{ 千円}$ [千円未満切捨て。25,000 千円を上限とする。児童生徒数が1,200 人未満の場合は3,000 千円とする。] （注）児童生徒数は、補助事業実施年度の前年度の学校基本調査によること。 （下限）1 補助事業当たり 100 千円
（2）男性教職員の育児休業取得促進		無	定額	男性教職員の育児休業取得に資する経費のうち、報酬、職員手当、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	有	1 / 2 以内		

（※1）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

（※2）任期の定めのない常勤の教職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任用した常勤の教員又は同法第6条第1項第2号の規定により任用した常勤の教職員をいう。

（※3）正規教職員の育児休業を補充することを目的に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定により任用した職員をいう。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	報酬、職員手当、報償費、旅費、需用費（印刷製本費に限る。）、役務費、使用料及び賃借料、その他事業の目的及び効果から教育長が特に必要であると認める経費
補助率	2分の1以内
補助限度額	（上限）1 補助事業者当たり、次の式により算定した額 $1,900 \text{ 円} \times (\text{児童生徒数 (注)} - 1,200 \text{ 人}) + 3,000 \text{ 千円}$ [千円未満切捨て。25,000 千円を上限とする。児童生徒数が1,200 人未満の場合は3,000 千円とする。] （注）児童生徒数は、補助事業実施年度の前年度の学校基本調査によること。 （下限）1 補助事業当たり 100 千円

(※4) 育児休業を取得した教職員の代替教職員等が配置されなかった期間
なお、5日以上代替教職員等が配置されていないことを要件とする。
(※5) 育児休業を取得した教職員の代替教職員等が配置された期間

別表2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。